

# 聖徳学園菊水会 会則

## 第1章 総 則

### (名称・位置)

第1条 この会は、聖徳学園菊水会（以下「本会」という。）と称し、本会の本部は、聖徳大学10号館内に置く。

### (目的)

第2条 本会は、(学) 東京聖徳学園が設置する学校(園)の卒業生の人格及び知性の向上を図り、もって卒業生相互の連絡及び親睦を図ることと、併せて、(学) 東京聖徳学園の充実、発展に寄与することを目的とする。

### (組織)

第3条 本会は、次に掲げる(学) 東京聖徳学園が設置する学校(園)の同窓会をもって組織する。

聖徳大学幼児教育専門学校ひじり会、聖徳大学香和会、聖徳大学通信教育部聖和会、附属中学校・高等学校爽和会、附属聖徳中学校・聖徳高等学校聖朋会、附属小学校秋和会、三田幼稚園なごみ会、八王子中央幼稚園わかば会、多摩中央幼稚園和香竹会、附属幼稚園かをり会、附属第二幼稚園菊水会、附属成田幼稚園すなお会、附属浦安幼稚園知水会。

### (事業)

第4条 本会は、第2条の目的を遂行するために次の事業を行う。

- (1) 会報の発行
- (2) 会員名簿の管理
- (3) 本会の開催
- (4) 会員の互助活動ならびに親睦のための各種行事の開催
- (5) 母校への支援
- (6) その他本会の目的遂行に適切と認める事業

## 第2章 会 員

### (会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 母校卒業生。  
ただし、中途退学者も各学校(園)の同窓会の議を経て、会長の承認により会員となることができる。
- (2) 特別会員 (学) 東京聖徳学園の教職員及び退職教職員

(名誉特別会員)

第6条 本会は幹事会及び評議員会の推薦によって本会の功労者又は援助者を名誉特別会員とすることができる。

(会員の個人情報)

第7条 会員は、住所、氏名、職業等を変更したときは、必ずその旨を本会事務局に連絡することとする。

2 会員の個人情報については個人情報保護に基づき、法令およびこれらによる諸規則を遵守する。また収集・利用・提供に関し利用目的を明らかにし、その目的に則って利用する。

### 第3章 役員

(役員構成及び任期)

第8条 本会に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 幹事長 1名
- (3) 副幹事長 2名
- (4) 幹事 8名
- (5) 評議員 30名～35名
- (6) 監査 2名

2 会長には、(学)東京聖徳学園学園長をもって充てる。

- (1) 幹事長及び副幹事長は、各同窓会会長の中から選出する。
- (2) 幹事は、各同窓会会長をもって充てる。ただし、三田幼稚園、八王子中央幼稚園、多摩中央幼稚園については、それぞれの同窓会会長より代表して1名、附属幼稚園、附属第二幼稚園、附属成田幼稚園、附属浦安幼稚園については、それぞれの同窓会会長より代表して1名を充てる。
- (3) 評議員は、聖徳大学・同短期大学部及び聖徳大学通信教育部にあっては、会長、副学長、副学園長、常勤監事、学園事務局長、同事務局次長、企画室参与、大学事務局長、同事務局次長、学寮課長、通信教育事務部長、同事務次長、同学務課長により、専門学校ほか幼稚園、小学校、中学校、高等学校にあっては各同窓会会長及び同窓会の所属する学校(園)の校(園)長、事務室長により、組織する。

その他必要に応じ、評議員会の了承を得て置くことができる。

- (4) 監査は評議員会の了承を得て選出する。

3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

役員は任期満了後も次期役員が選出されるまではその職務を負う。

(役員職務)

第9条 役員職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 幹事長は会長の職務を助け、会長不在のときは会長からあらかじめ指示された事項に関する職務を代理する。
- (3) 副幹事長は、幹事長を補佐する。
- (4) 幹事は、会務を掌理する。
- (5) 評議員は、会務を評議する。
- (6) 監査は、本会の業務監査及び会計監査を行う。

#### 第4章 総会・役員会・評議員会

##### (会議)

第10条 本会に、総会、役員会、評議員会を置く。

##### (総会)

第11条 総会は本会の会員により構成する。

- 2 総会は毎年、開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することがある。
- 3 総会は評議員会に代えることができる。

##### (役員会)

第12条 役員会は、第8条に定める会長、幹事長、副幹事長、幹事により構成する。

- 2 役員会は、第4条に規定する事業に関する事項を協議し、あわせて役員を選出、予算・決算及びその他必要な事項を協議する。

##### (評議員会)

第13条 評議員会は、第8条に定める評議員により構成する。

- 2 評議員会は、役員会で協議された事項について審議し、総会の了承を得るものとする。

##### (運営経費)

第14条 本会及び総会等の運営に必要な経費は、年度毎に各同窓会からの会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 同窓会からの会費については、別に定める。

#### 第5章 事業年度

##### (会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終了する。

- 2 本会の決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、監査の意見を求めるものとする。
- 3 会長は、決算及び事業の実績を評議員会に報告し意見を求めなければならない。

## 第6章 会則の変更

(会則の変更)

第16条 本会会則を変更するときは、役員会で審議し、総会で了承を得るものとする。

## 第7章 雑則

(事務)

第17条 本会の事務は、聖徳学園菊水会事務局が所掌する。

(細則)

第18条 本会則の執行に関し、必要な細則は、別に定める。

附則

この会則は平成17年6月4日から施行する。

附則

この会則は平成18年9月16日から施行する。

附則

この会則は平成20年6月21日から施行する。

附則

この会則は平成21年6月20日から施行する。

附則

この会則は平成24年4月1日から施行する。